

令和5年度第3回熱海伊東圏域

地域包括ケア推進ネットワーク会議

日時：令和6年2月7日（水）

午後6時30分から7時30分まで

会場：静岡県熱海健康福祉センター相談室1・2

次 第

1 開 会

2 報 告

(1) 第10次静岡県長寿社会保健福祉計画(案)の概要について

(2) 在宅医療圏等の設定について

3 議 題

【意見交換】・熱海伊東圏域計画の最終案について

4 閉 会

資料1：第10次静岡県長寿社会保健福祉計画の概要

資料2：【調整中：仮】在宅医療圏等の設定について

資料3-1：長寿社会保健福祉計画 熱海伊東圏域計画【修正案】

資料3-2：熱海伊東圏域 ACP（人生会議）に関する意識等

参考資料：熱海伊東圏域の介護サービス量等

令和5年度『熱海伊東圏域 地域包括ケア推進ネットワーク会議』委員名簿

(順不同)

委嘱期間: 令和5年7月1日から令和6年3月31日

分野等	委員の所属団体等	委員の立場	委員氏名	出欠回答
① 医師	① 熱海市医師会	市医師会代表 (熱海市・副会長)	服部 真紀	WEB
	② 伊東市医師会	市医師会代表 (伊東市・業務執行理事)	許田 和義	WEB
② 歯科医師	③ 熱海市歯科医師会	県歯科医師会代表 熱海市歯科医師会・会長	立山 康夫	WEB
	④ 伊東市歯科医師会	県歯科医師会代表 伊東市歯科医師会・会長	稲葉 雄司	WEB
③ 薬剤師	⑤ 伊東熱海薬剤師会	県薬剤師会代表 (伊東熱海薬剤師会・副会長)	森 佳美	欠席
	⑥ 伊東熱海薬剤師会	県薬剤師会代表 (伊東熱海薬剤師会・会長)	安立 寿美子	欠席
④ 看護師・訪問看護師	⑦ 静岡県訪問看護ステーション協議会	県協議会圏域代表	岡野 寿乃	WEB
⑤ リハビリ・老健	⑧ 静岡県リハビリテーション専門職団体協議会	県協議会圏域代表	宮上 純貴	WEB
⑥ 代表病院	⑨ 国際医療福祉大学熱海病院	市基幹病院代表 (熱海市)	中原 正実	WEB
	⑩ 伊東市民病院	市基幹病院代表 (伊東市)	川合 耕治	欠席
⑦ 地域包括支援センター	⑪ 地域包括支援センター (熱海市)	熱海市代表	荻野 耕介	WEB
	⑫ 地域包括支援センター (伊東市)	伊東市代表	土屋 康美	WEB
⑧ 介護支援専門員	⑬ 静岡県介護支援専門員協会	県協会圏域代表	土屋 亜紀	会場
⑨ 社会福祉協議会	⑭ 熱海市社会福祉協議会	市社会福祉協議会代表 (熱海市)	原 盛輝	会場
	⑮ 伊東市社会福祉協議会	市社会福祉協議会代表 (伊東市)	大嶽 耕一	WEB
⑩ 特養	⑯ 静岡県老人福祉施設協議会	県協議会圏域代表	野田 直樹	WEB
⑪ 小多機・看多機	⑰ 静岡県小規模多機能型居宅介護事業者連絡会	県協議会圏域代表 (県連絡会監事)	森 茂廣	会場
⑫ 訪問介護員	⑱ 静岡県ホームヘルパー連絡協議会	県協議会圏域代表	秋本 敬子	WEB

	所属職名	氏名	出欠
オブザーバー	熱海市役所 長寿介護課 長寿支援室主幹	逸見 洋一郎	WEB
オブザーバー	伊東市役所 高齢者福祉課 課長補佐	有田 和弘	WEB
県説明者	静岡県健康福祉部福祉長寿政策課 地域包括ケア推進班 主査	矢岸 宏紀	WEB
県説明者	静岡県健康福祉部福祉長寿政策課 高齢者支援班 主査	大塚 新太郎	WEB
圏域会議議長	静岡県熱海健康福祉センター 所長	伊藤 正仁	会場
事務局	静岡県熱海健康福祉センター 福祉課長	中島 大介	会場
事務局	静岡県熱海健康福祉センター 福祉課主幹	菅沼 勝己	会場

熱海伊東圏域 地域包括ケア推進ネットワーク会議 設置要綱

(目 的)

第1条 県民が重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を実現するため、医療・介護を始めとする専門職の連携を強化し、市町における地域包括ケア推進体制の整備につなげるため、熱海伊東圏域地域包括ケア推進ネットワーク会議（以下「圏域会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 圏域会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 医療、介護を始めとする専門職種間の連携強化に関すること。
- (2) 市町における地域包括ケア推進のための支援に関すること。
- (3) 保健福祉計画の策定に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項。

(委 員)

第3条 圏域会議は、熱海健康福祉センター所長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 圏域会議に議長を置き、議長には熱海健康福祉センター所長を充てる。
- 3 議長は、圏域会議の会務を総理する。

(任 期)

第4条 圏域会議の委員の任期は令和6年3月31日までとする。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招 集)

第5条 圏域会議は議長が招集する。

(議 事)

第6条 議長は会議を主宰する。

- 2 議長は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他相当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

(庶 務)

第7条 圏域会議の庶務は、熱海健康福祉センター福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月24日から施行する。